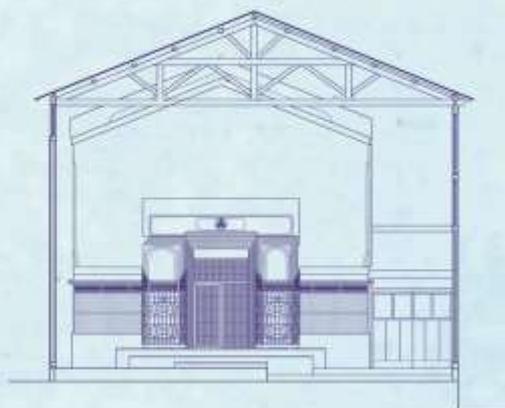
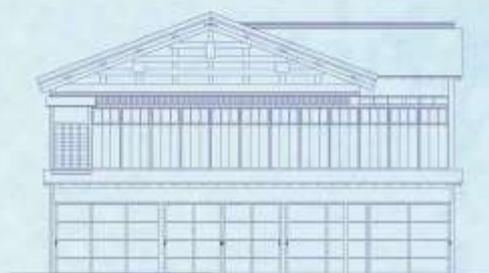




横手市増田伝統的建造物群保存地区 デザインガイドライン

～歴史的風致を永続的に継承していくために～



目次

1. はじめに	1
• 本冊子の使い方	1
• 伝統的建造物群保存地区制度について	1
• 伝建制度の手続きの流れ	1
2. 保存地区の概要	2
• 保存地区の沿革	2
• 保存地区の区域	3
3. 保存地区の町並みの景観特性	4
• 表通り	4
• 側面・路地通り	4
• 裏通り	4
4. 代表的な伝統的建造物の特徴	5
• 主屋の特徴	6
• 土蔵の特徴	10
• 付属屋の特徴	11
• 工作物（門扉）の特徴	12
5. 修理・修景・許可基準の解説	13
• 修理基準	13
• 修景基準	14
• 許可基準	16

1. はじめに

本冊子の使い方

横手市は、増田地区の先人が生み出し、受け継いできた個性ある歴史的町並みを、地区住民や横手市民の共有の財産として将来に向けて保存するとともに、まちづくりにおいてその活用を図り、生活環境の向上や地域振興、地域産業の育成などに資することを目的とし、横手市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、平成 25 年、「横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画」を策定します。

本冊子は、本保存計画を皆様にわかりやすくご理解いただき、本地区内で伝統的建造物の修理をはじめ、建替えや新築等を行なう際に活用できるデザインガイドラインとして作成しました。

伝統的建造物群保存地区制度について

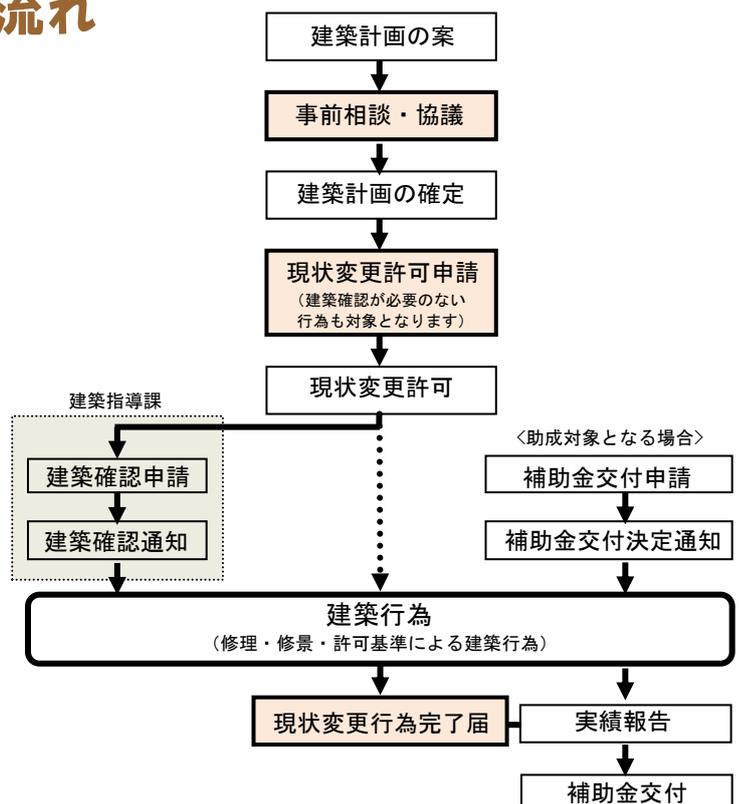
都市計画と連携しながら歴史的な町並みの保存と整備を行う伝統的建造物群保存地区制度（以下、伝建制度）は、昭和 50 年（1975）に文化財保護法を改正して創設されました。国の重要伝統的建造物群保存地区は、平成 25 年 3 月 1 日現在 102 地区を数えます。秋田県内では仙北市角館伝統的建造物群保存地区が昭和 51 年に重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けています。伝建制度は文化財保護と住民のまちづくりを支援する制度としても位置づけられ、個性的な歴史的景観を活かして活気を取り戻した地区がいくつもあります。

伝建制度の手続きの流れ

◆許可を受けなければならない行為

- ・ 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- ・ 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- ・ 宅地の造成などの土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採など（通常の剪定等は除く）

◆保存地区内のすべての建築物等において、その現況を変更するときなどは市に申請し、許可を受けることが必要になります。



2. 保存地区の概要

保存地区の沿革

増田地区は横手盆地の南東部に位置し、雄物川支流であり奥羽山脈を源とする成瀬川と皆瀬川の両川が合流する地点にあります。町の西側は平野部で古くから田園地帯として開け、東側は奥羽山脈を後背地とし焼石岳などの1,000メートル級の山岳地帯がそびえます。

気候は寒暖の差が激しい盆地型の気候で、秋田県内でも有数の豪雪地帯となっています。豪雪は雪解け水として豊富な水をこの地域に供給し、肥沃な耕地を生み、稲作をはじめとする農業を発展させる基盤となりました。

南北朝時代に小笠原氏が増田に城を築きました。その後、城主が土肥氏に交代した後、元和元年（1615）の「一国一城令」後に廃城となりました。近世初期までは、地区一体が城下町としての役割を果たしていたと推測されます。成瀬川から取水する下夕堰は、農業用水として利用され、地区を横断して増田城の周囲を取り巻く水路網が整備されたとみられます。増田地区はこうした中世城下町の骨格を踏襲しながら今日みられる町割が成立したと考えられます。

近世においては特に17世紀後半から18世紀にかけて地域の商品流通の要の役割を担っていたことから、家数が大きく増加し、町として発展しました。寛永20年（1643）からはじまったとされる朝市は物資の集配地として賑わいをみせました。本町と中町、七日町については17世紀後半にはすでに成立していたことが古絵図からも明らかで、手倉街道と小安街道という旧街道に沿ってこれらの町が成立し、さらに増田城跡を中心とし旧街道に配された満福寺や月山神社、通覚寺といった主要施設に沿って町が広がっていきました。

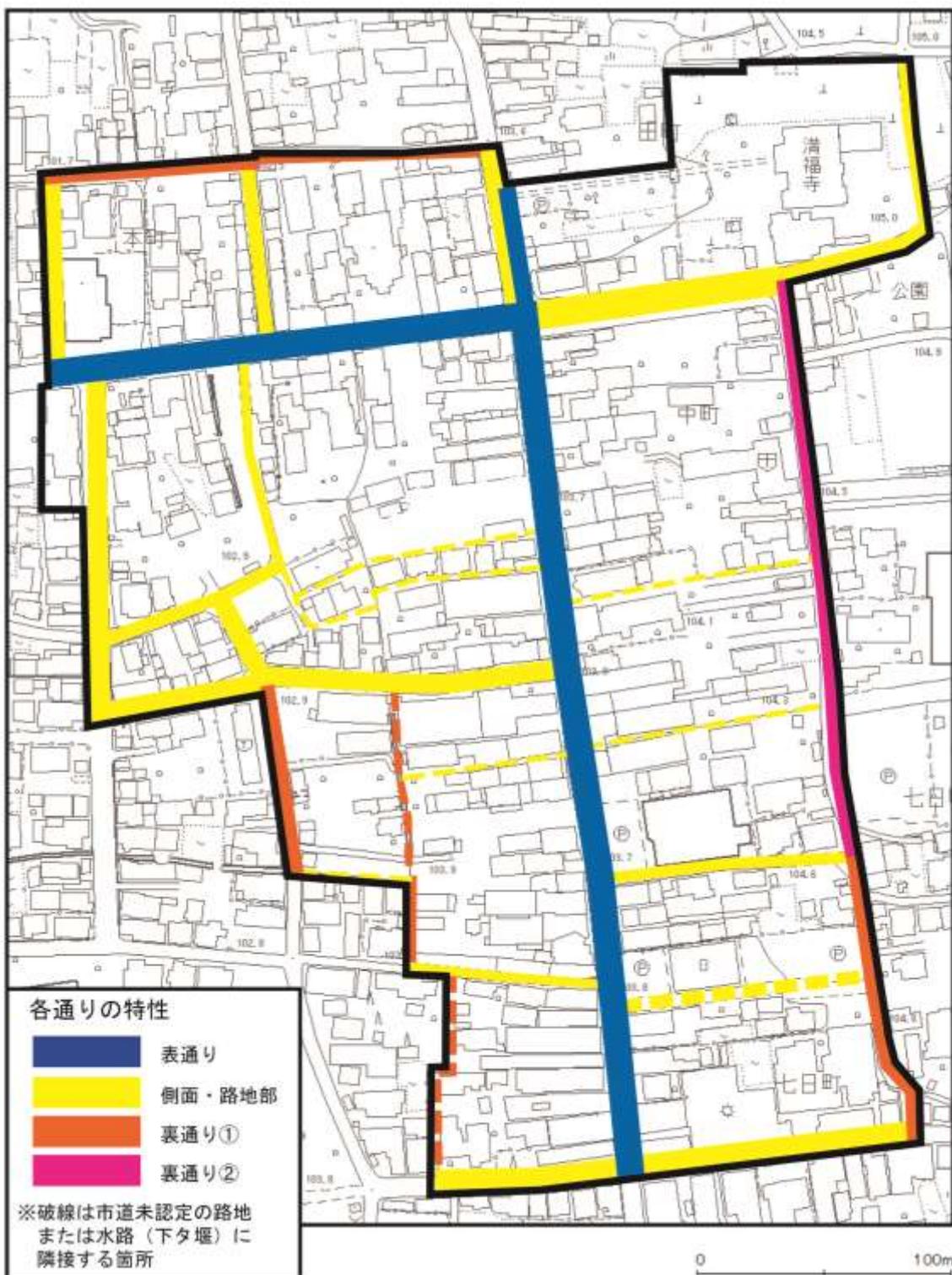
明治期になり、稲作のほか、養蚕、葉タバコ栽培などにおいて農事改良が大きく進展し、生産高も増加しました。これらを主力商品とした商家の経済活動域は、交通通信体系の整備とあいまって広範囲に及びました。こうした産業の発展は、商業や金融を活性化させ、増田銀行（現在の北都銀行の前身）や増田水力電気会社などが設立されました。さらに、大正4年（1915）に吉乃鉱山において大鉱床が発見され、増田の経済に大きな活況をもたらしました。増田は商業の中心地として大いに栄え、この時期に、当地域では「内蔵」と呼ばれる鞘で囲った土蔵が建設されました。

現在の中七日町通りや本町通りには、こうした近世から近代にかけて蓄積された富を背景に、間口が狭く奥行が長い短冊形の敷地に、特徴的な妻面を持った主屋や土蔵が形成され、現在まで良好に残されています。



保存地区の区域

保存地区は、増田地区の本町、田町、中町及び七日町の各一部であり、東西約 300 メートル、南北約 420 メートル、面積約 10.6 ヘクタールの以下の範囲です。主として明治から昭和にかけて建てられた伝統的建造物群が今日まで良く残されています。



3. 保存地区の町並みの景観特性

保存地区の町並みは、通りにより異なった景観特性を見せます。

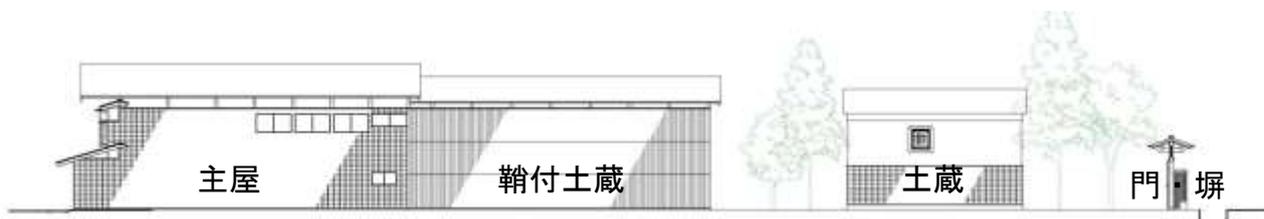
表通り

旧街道に沿って、切妻造り、正面に下屋庇を持つ商家建築などの主屋が道路に沿って並びます。



側面・路地通り

表通りに正面を構える主屋や鞆付土蔵（内蔵）の側面外壁が道路に沿って並びます。



裏通り

主屋や付属屋が一部にあるほか、敷地境界に門塀をまわしてあります。（裏通り①）

特に、中町と七日町の東側の裏通りでは、敷地境界に門塀をまわす例が多く、門塀とともに東に望む真人山を借景とする裏庭を設ける例も見られます。（裏通り②）



4. 代表的な伝統的建造物の外観の特徴

伝統的建造物は、昭和30年代までに建てられた建築で伝統的特性を維持しているものを指します。建築物では主屋、土蔵、鞘付土蔵、付属屋、洋風建築、社寺建築が見られ、工作物では主に木造の門塀や石造の塀が見られます。本冊子では主屋と土蔵、付属屋、門塀の特徴について記述します。

主屋・・・6～9頁



外観は、切妻造二階建、金属板葺き屋根で正面に下屋庇を設け、妻面を真壁白漆喰仕上げとし梁組を見せているものが多いです。

土蔵・・・10～11頁



鞘付土蔵（内蔵）



土蔵（外蔵）



店蔵

土蔵は建物配置や形態から、外蔵と言われる土蔵、と内蔵と言われる鞘付土蔵、店蔵の3種に大別されます。

付属屋・・・11頁



付属屋には、主屋などの別棟としての離れがあります。

工作物（門・塀）・・・12頁

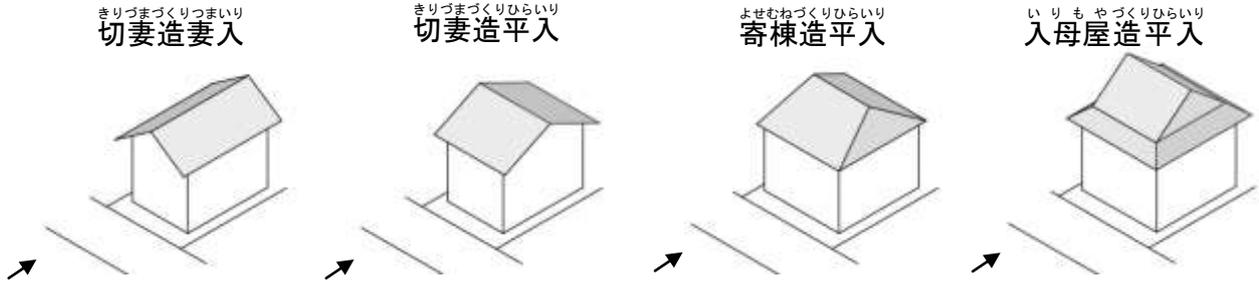


工作物には、門と塀があります。敷地背面に設けており、特に中町と七日町東側の裏通りに伝統的な形式の門塀があります。



主屋の特徴

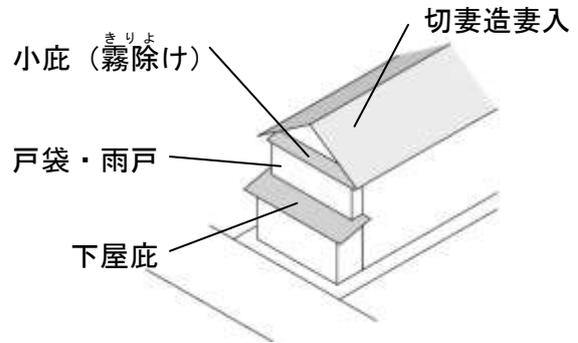
屋根形式



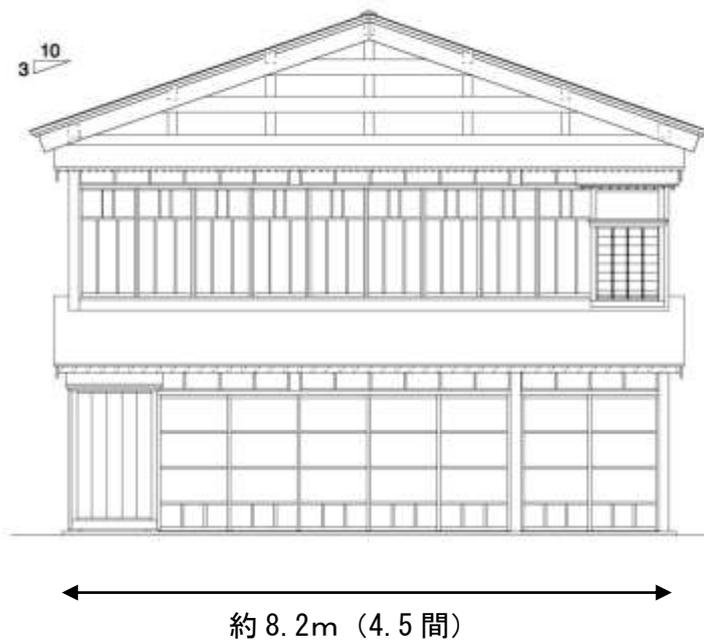
伝統的建造物の主屋の屋根形式は、切妻造妻入のものが多く見られます。切妻造平入の伝統的建造物の主屋は少ないです。間口が広いなどの敷地形状により、寄棟造平入、入母屋造平入が見られます。

基本形態

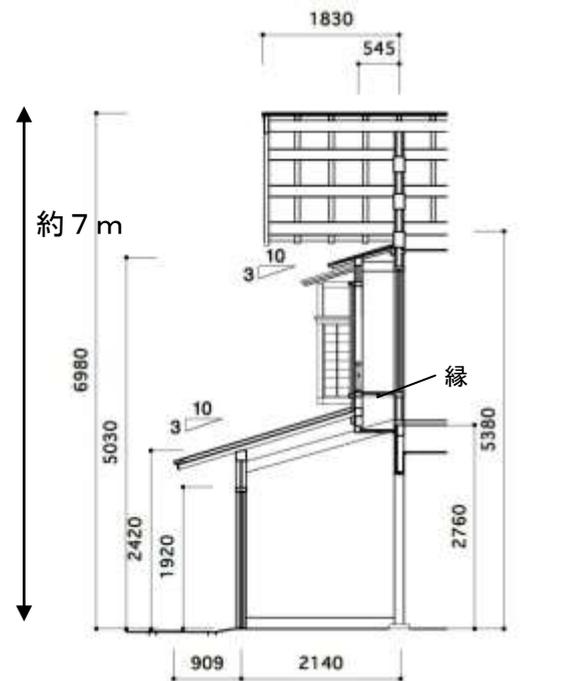
主屋の基本形態は切妻造妻入で、正面一階に下屋庇を設け、妻壁下部には小庇（霧除け）、戸袋および雨戸を設えたものが、当地区で最も多く見られる伝統的建造物です。



典型的な立面図と矩計図 かなばかりず



立面図 1/100

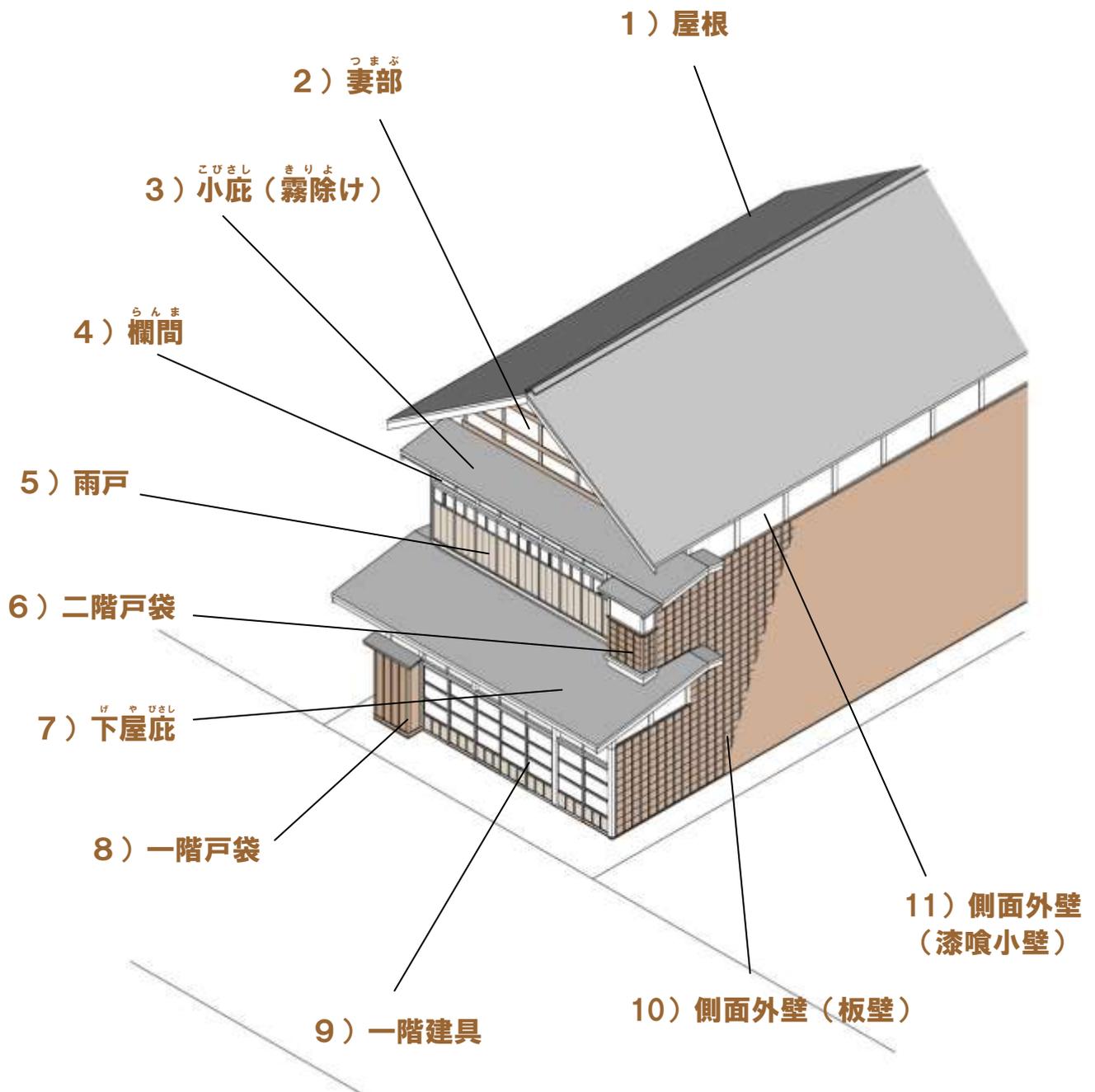


矩計図 1/100

伝統的建造物の主屋の典型であるものの立面図と矩計図になります。切妻造妻入下屋庇付きの基本形態を基本とし、2階は半間～1間程度の縁を設けます。主屋の最高高さは約7mあります。敷地正面の道路に面して建ち、間口は約8.2m（4.5間）が標準的です。

主屋の外観の種類

伝統的建造物である主屋は明治前期から大正期、昭和 30 年代までに建築されたもので、時代ごとに特徴的な意匠が見られます。ここでは、部位ごとに伝統的建造物の主屋の設えしつらを紹介します。



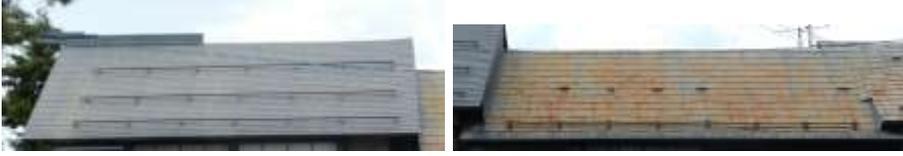
<標準的な規模と構造>

間口：間口は約 8.2m (4.5 間)、奥行は約 21m (11.5 間) が標準

高さ：階数は 2 階、高さは 7m 前後が標準

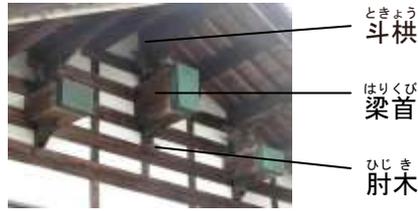
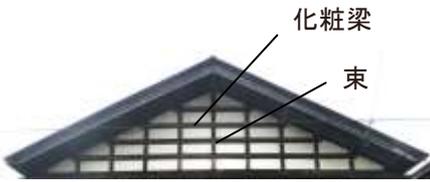
構造：木造 基礎：切石礎石上に柱・土台を置く (一部改修し、べた基礎や布基礎もあり)

1) 屋根



伝統的建造物の屋根は、古写真では茅葺や石置きの板葺きが見られますが、現在は金属板葺きで、一文字葺きが多く採用されています。

2) 妻部

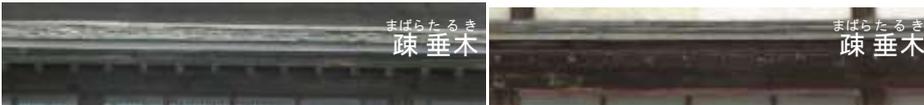


化粧梁と束を見せ、白漆喰仕上げしているものが主流ですが、明治期や大正期の主屋には妻壁に梁首をつけ、斗拱や肘木を用いるなど社寺建築の意匠が見られます。

大正末期から昭和期にかけては、梁と束を妻面に見せる形式へと定着していく変遷過程があります。

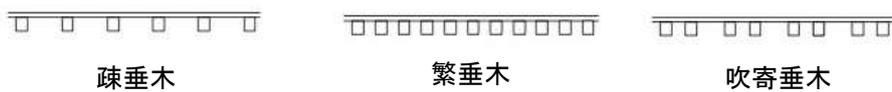


3) 小庇 (霧除け)



小庇は、板葺きのものが見られますが、金属板葺きへと改修されているものが多いです。

垂木は、疎垂木が主流です。妻壁の意匠が社寺風の意匠を取り入れたものは、繁垂木となり、吹寄垂木や二軒となったもの、扇垂木のものまで見られます。



4) 欄間



小庇下の欄間は、明治期から大正期にかけてはガラスでなく障子紙であったことが古写真よりわかります。

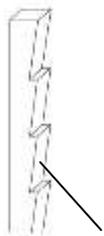
欄間の模様や意匠は、それぞれの主屋により個性があります。

5) 雨戸



2階開口部の雨戸は、上部に明かり取りをいれ、縦板張りとなっています。

6) 二階戸袋



ササラ子加工

二階の戸袋は、腰は下見板張り、上部は白漆喰塗りで小庇を設けるものが多いです。
 押縁をササラ子に加工し、面取りしたものなど凝った意匠のものも多く見られます。

7) 下屋庇



破風付き玄関

下屋庇は片流れで、多くは金属板一文字葺きです。
 中には、破風付き玄関を片流れの下屋に接続しているものも見られます。

8) 一階戸袋



縦板張りのものが多いです。

9) 一階建具



木製の引違建具が多いです。木製のガラス戸や雨戸が見られます。柱に部戸の痕跡があるものもあります。

10) 側面外壁（板壁）



現在、多くの側面外壁は金属板張りです。板張りは下見板張り、縦板張り、横板張りがありますが、通りから望見できる箇所に関しては下見板張りが多い傾向があります。

11) 側面外壁（漆喰小壁）



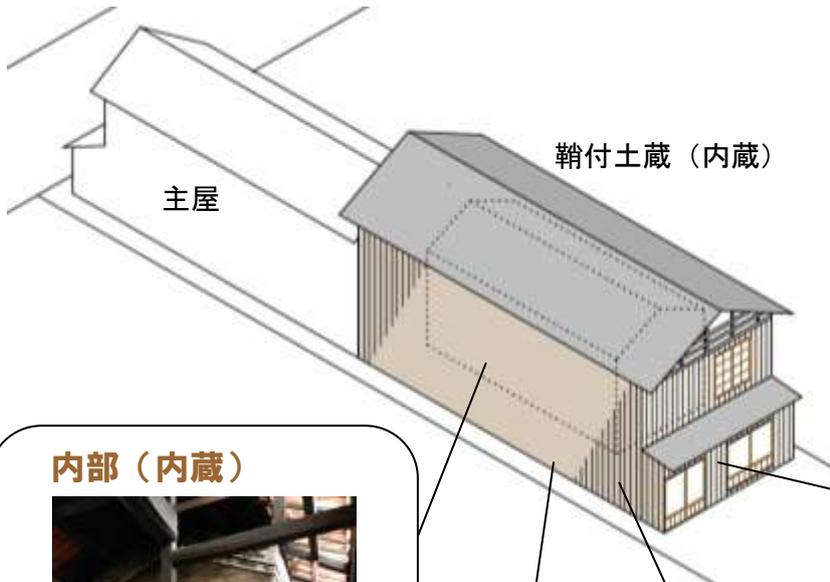
側面外壁の上部は、真壁白漆喰仕上げが多く見られます。

土蔵の特徴

土蔵は、鞘があるものとないもので、外観の特徴が異なります。

さやつきどぞう うちぐら 鞘付土蔵（内蔵）

蔵を鞘で覆った形式の鞘付土蔵を増田では内蔵と言います。内蔵は主屋背面側にあるものが典型です。



内部（内蔵）



内蔵前の空間は吹抜けとされているものが多いです。

内部（通り土間）



内蔵の配置特徴としては鞘の間には主屋と連続する通り土間となっています。

背面



背面は、主屋と同様に妻部上部を真壁白漆喰仕上げとし、化粧梁と束をみせているものが見られます。

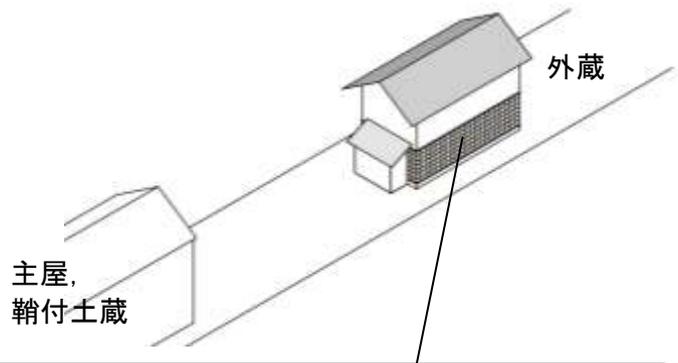
側面



鞘付土蔵の外壁はもともと板張りで、縦板張りが多く見られます。

とくら 土蔵（外蔵）

資材や米、穀物などを蓄える外部に置かれている土蔵を増田では外蔵と言います。外蔵は主屋や鞘付土蔵の背面側にあるものが典型的です。



外壁は下見板張り、縦板張り、横板張りの板壁で覆われたものや、腰部分を板壁とし、上部を漆喰仕上げとするものなどがあります。

付属屋の特徴

伝統的建造物である付属屋は、増田地区では希少です。付属屋（離れ）は基本的に、門塀をまわして庭を配しています。外壁の仕上げは下見板張り、上部の小壁は真壁漆喰仕上げとしています。





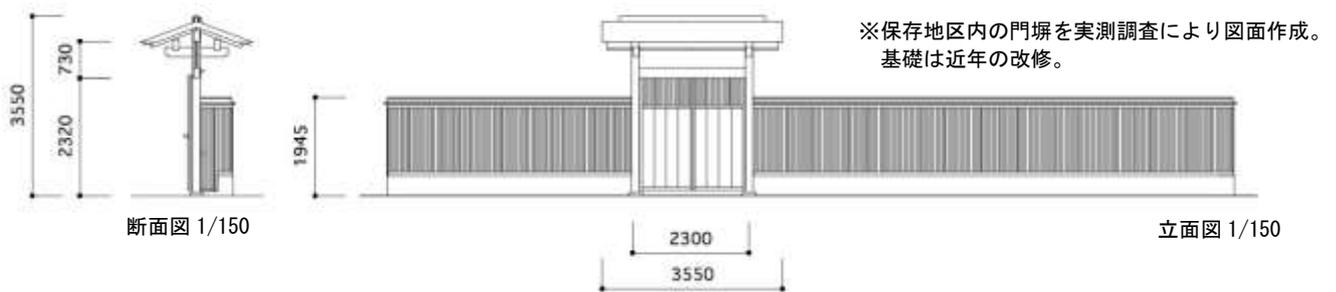
工作物（門塀）の特徴

門塀は、中町と七日町東側の裏通りと、表通りの前庭をもつ住宅などで見られます。また、隣地との塀は増田地区には少ないですが、側面路地境には塀（木柵）を設けている例も見られます。

1) 中町、七日町東側の裏通りの門塀



伝統的な造りの門塀の例



2) 表通りの門塀と前庭



3) 側面路地通りの塀（木柵）



5. 修理・修景・許可基準の解説

保存地区において、建築物等を修理や建替える場合は、町並みの価値を高めるために一定の基準に基づいて行っていただきます。

基準は「修理基準」、「修景基準」、「許可基準」の3つがあります。これらの基準は、現状変更許可の基準であるとともに、伝統的建造物を維持・保存するための基準、増田らしい建築物や町並みを創造するための基準とも言えます。

「修理基準」は伝統的建造物（特定物件）に適用されます。「修景基準」・「許可基準」は、伝統的建造物以外の建築物等に適用されます。「修景基準」は、増田の伝統的建造物の共通の特徴を備えた建物に外観を変更するための基準です。「許可基準」は、保存地区内の歴史的風致維持のため最低限守っていただく基準となります。

なお、「修理基準」・「修景基準」は補助の対象となる基準でもあります。

種別	建築基準	補助制度
伝統的建造物 (特定物件)	修理	修理補助対象
その他の建造物 (伝統的建造物 以外の建造物)	修景	修景補助対象
	許可	補助対象外

修理基準

伝統的建造物は痕跡を調査の上、復元的考察により各建築物固有の伝統的形式を明らかとすうえて、原則として現状維持あるいは復原修理を行います。

工作物もまた、痕跡調査の上、各工作物特有の歴史的特性により現状維持あるいは復原修理を行います。

復原の考察は着工前後の痕跡調査のほか、古写真と所有者の聞き取り調査が大きなヒントになります。

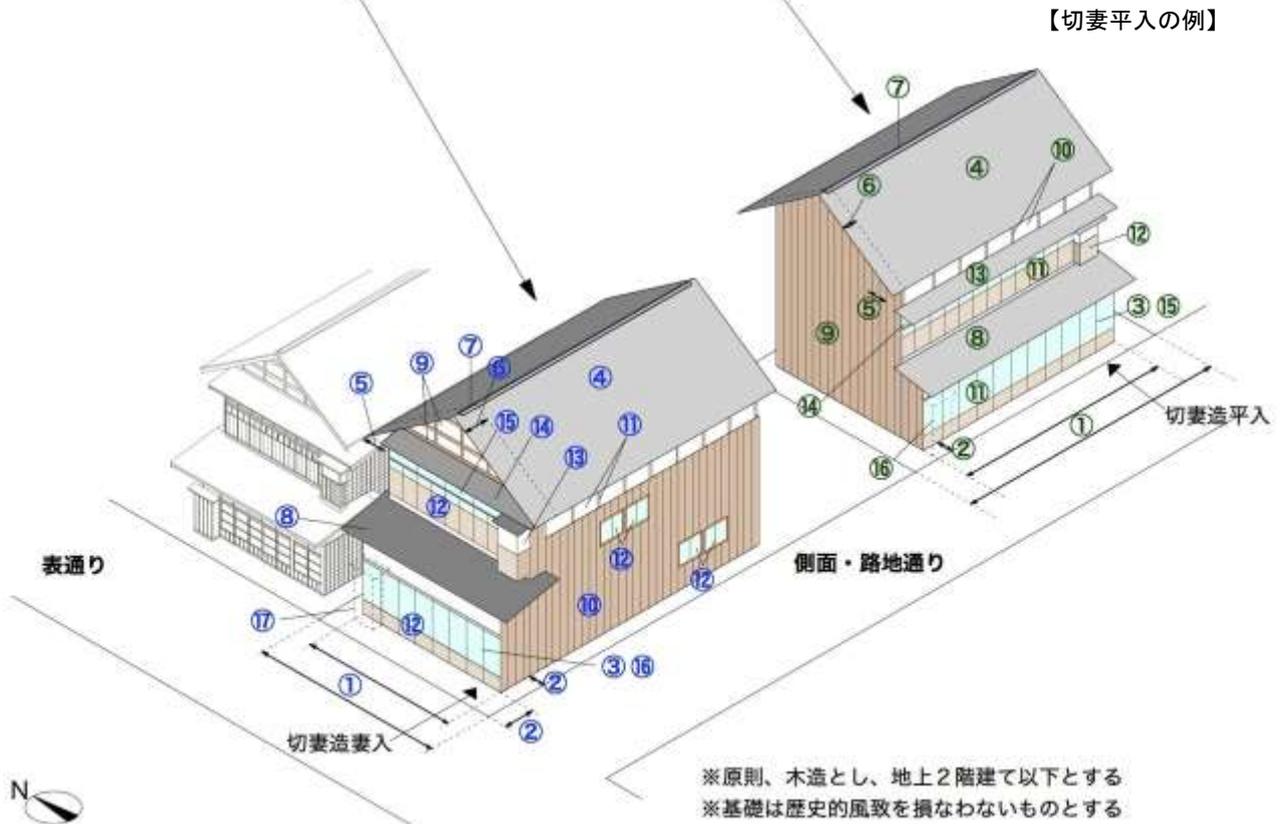


※写真は恵那市岩村町本通り重要伝統的建造物群保存地区の修理事例

修景基準

修景基準 表通り、側面・路地通り

表通りの主屋			側面・路地通りの主屋				
基本事項	敷地	歴史的な町並みを構成する建物間口を継承	①	敷地	歴史的な町並みを構成する建物間口を継承	①	
	配置	壁面位置は道路から後退させない	②	配置	壁面位置は道路から後退させない	②	
	基本形態	一階正面に下屋庇、正面二階開口部には木製戸袋を設ける	⑧ ⑬	基本形態	敷地特性を考慮し、寄棟造や平入も可	④	
屋根	原則、切妻造妻入	④	道路側に出入り口と窓を設け、玄関は東西に面する場合南側、南北に面する場合東側	③	形式	原則、切妻造(敷地特性を考慮し寄棟造も可)	④
	形式	原則、切妻造	④	勾配	伝統的建造物に準じる	⑤	
	勾配	伝統的建造物に準じる	⑤	軒	軒の出の寸法は伝統的建造物に準じる	⑥	
	軒	軒の出の寸法は伝統的建造物に準じる	⑥	けらば	けらばの出の寸法は伝統的建造物に準じる	⑦	
	棟飾り等	伝統的建造物に準じる	⑦	棟飾り等	伝統的建造物に準じる	⑦	
	材料	原則、金属板葺き		材料	原則、金属板葺き		
色彩など	灰色、黒、茶系統の色		色彩など	灰色、黒、茶系統の色			
下屋庇	形式	板庇もしくは板庇に倣う形状		形式	板庇もしくは板庇に倣う形状		
	材料	原則、金属板葺き	⑧	材料	原則、金属板葺き	⑧	
外壁	色彩など	灰色、黒、茶系統の色		色彩など	灰色、黒、茶系統の色		
	通りに面した妻壁は真壁白漆喰仕上げ、梁組を見せる	⑨	原則、板張りとし縦板または下見板張り	⑩	外壁	通りに面した妻壁は真壁白漆喰仕上げ、梁組を見せる	⑨
原則、板張りとし縦板または下見板張り	⑩	側面や背面の軒下部等の小壁を設ける場合は真壁白漆喰仕上げ	⑪	側面や背面の軒下部等の小壁を設ける場合は真壁白漆喰仕上げ		⑩	
開口部・建具	側面や背面の軒下部等の小壁を設ける場合は真壁白漆喰仕上げ	⑪	原則、望見箇所は木製建具とする	⑫	開口部・建具	原則、望見箇所は木製建具とする	⑪
	原則、望見箇所は木製建具とする	⑫	二階開口部には原則、木製戸袋を設ける	⑬		二階開口部には原則、木製戸袋を設ける	⑫
	二階開口部には原則、木製戸袋を設ける	⑬	二階開口部には原則、小庇を設ける	⑭	二階開口部には原則、小庇を設ける	⑬	
	二階開口部には原則、小庇を設ける	⑭	鴨居と小庇の間に欄間を設ける	⑮	鴨居と小庇の間に欄間を設ける	⑭	
	鴨居と小庇の間に欄間を設ける	⑮	玄関及び建具の形態・意匠は伝統的建造物に準じる	⑯	玄関及び建具の形態・意匠は伝統的建造物に準じる	⑮	
	玄関及び建具の形態・意匠は伝統的建造物に準じる	⑯	一階開口部に木製戸袋を設ける場合、形態・意匠は伝統的建造物に準じる。	⑰	一階開口部に木製戸袋を設ける場合、形態・意匠は伝統的建造物に準じる。	⑯	
色彩	木部(構造材・板壁・建具等)は自然の素材色を基調とした色彩を原則とする		色彩	木部(構造材・板壁・建具等)は自然の素材色を基調とした色彩を原則とする			



修景基準 裏通り①,②

裏通りの主屋			裏通りのその他付属屋		
基本事項	敷地	歴史的な町並みを構成する建物間口を継承	敷地	歴史的な町並みを構成する建物間口を継承	①
	配置	道路に面して門、塀を設け、主屋の壁面を道路から後退 後退幅は周辺の伝統的建造物に準じる	配置	主屋または鞘建物の背面後方 道路に面して門、塀を設け、壁面を道路から後退 後退幅は周辺の伝統的建造物に準じる 裏通り①では塀と同様の景観を得られる工夫がなされた場合は道路と接続しても構わない	②
	基本形態	原則、切妻造妻入 道路側に出入り口と窓を設け、玄関は東西に面する場合南側、南北に面する場合東側	基本形態	原則、切妻造とし、敷地形状に応じて寄棟造入母屋造りも可	③
屋根	形式	原則、切妻造	形式	原則、切妻造とし、敷地形状に応じて寄棟造入母屋造りも可	③
	勾配	伝統的建造物に準じる	勾配	伝統的建造物に準じる	④
	軒	軒の出の寸法は伝統的建造物に準じる	軒	軒の出の寸法は伝統的建造物に準じる	⑤
	けらば	けらばの出の寸法は伝統的建造物に準じる	けらば	けらばの出の寸法は伝統的建造物に準じる	⑥
	棟飾り等	伝統的建造物に準じる	棟飾り等	伝統的建造物に準じる	⑦
下屋庇	材料	原則、金属板葺き	材料	原則、金属板葺き	
	色彩など	灰色、黒、茶系統の色	色彩など	灰色、黒、茶系統の色	
外壁	形式	板庇もしくは板庇に倣う形状	形式	設ける場合は伝統的建造物に準じる	
	材料	原則、金属板葺き	材料	設ける場合は伝統的建造物に準じる	⑦
	色彩など	灰色、黒、茶系統の色	色彩など	設ける場合は灰色、黒、茶系統の色	
開口部・建具	通り面に面した妻壁は真壁白漆喰仕上げ、梁組を見せる	⑨	外壁	原則、板張りとし縦板または下見板張り	⑧
	原則、板張りとし縦板または下見板張り	⑩	建具等	原則、望見箇所は木製建具とする 玄関及び建具の形態・意匠は伝統的建造物に準じる	⑨
	側面や背面の軒下部等の小壁を設ける場合は真壁白漆喰仕上げ	⑪	色彩	木部（構造材・板壁・建具等）は自然の素材色を基調とした色彩を原則とする	
色彩	原則、望見箇所は木製建具とする	⑫	開口部	原則、二階開口部には原則、木製戸袋を設ける	⑬
	二階開口部には原則、木製戸袋を設ける	⑬	開口部	二階開口部には原則、小庇を設ける	⑭
	二階開口部には原則、小庇を設ける	⑭	開口部	鴨居と小庇の間に欄間を設ける	⑮
色彩	鴨居と小庇の間に欄間を設ける	⑮	開口部	玄関及び建具の形態・意匠は伝統的建造物に準じる	⑯
	玄関及び建具の形態・意匠は伝統的建造物に準じる	⑯	開口部	一階開口部に木製戸袋を設ける場合、形態・意匠は伝統的建造物に準じる。	⑰
色彩	一階開口部に木製戸袋を設ける場合、形態・意匠は伝統的建造物に準じる。	⑰	開口部	木部（構造材・板壁・建具等）は自然の素材色を基調とした色彩を原則とする	
	木部（構造材・板壁・建具等）は自然の素材色を基調とした色彩を原則とする		開口部		



※原則、木造とし、地上2階建て以下とする
(その他付属屋は土蔵造も可)

※基礎は歴史的風致を損なわないものとする

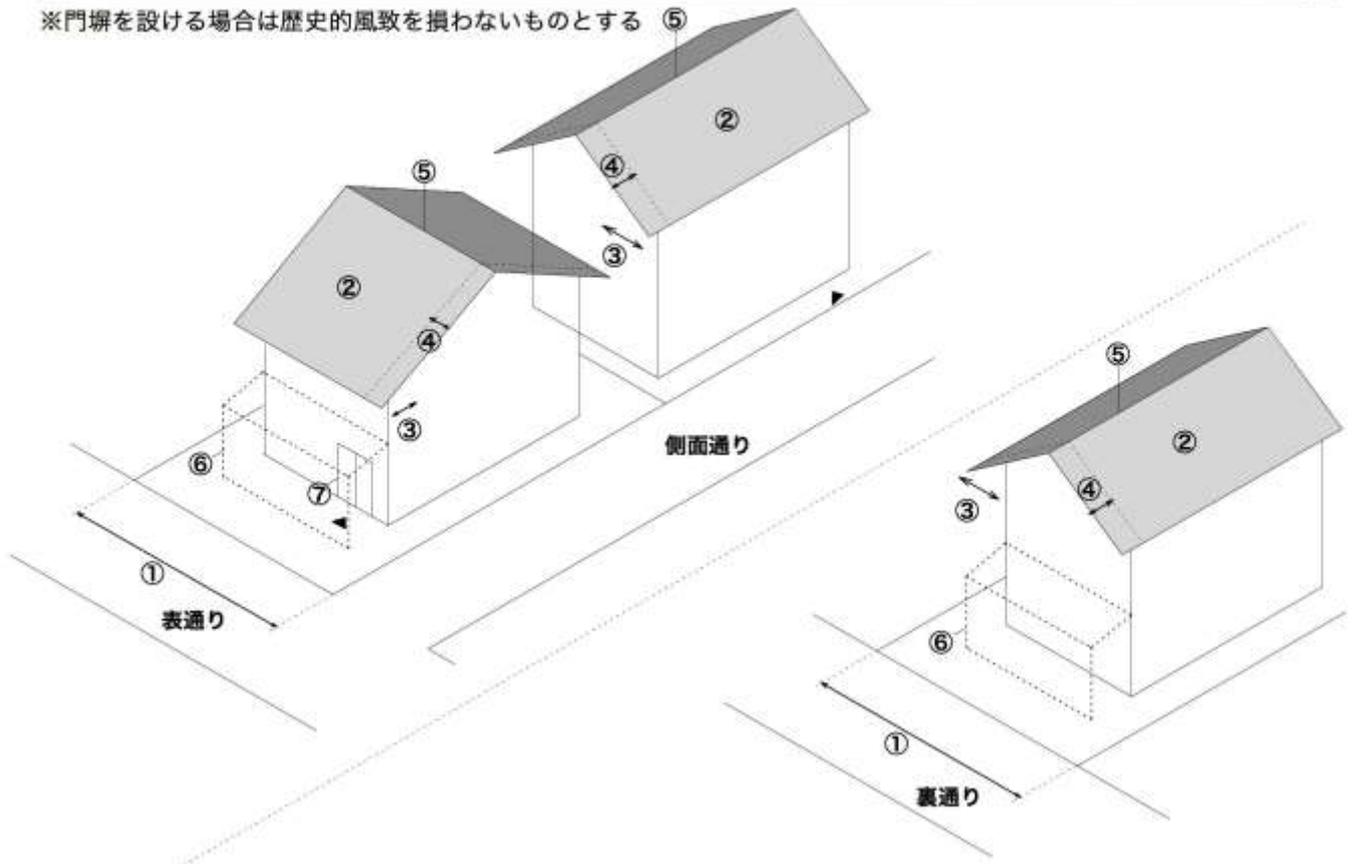


許可基準

許可基準 表通り、側面・路地通り、裏通り①,②

基本事項	敷地	歴史的な町並みを構成する間口幅を継承	①
	配置	町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする	
	基本形態	歴史的風致を損なわないものとする	
構造・規模	構造	原則、木造 ※用途によりやむを得ずほかの構造とする場合は外部意匠を考慮し、歴史的風致を損なわないものとする	
	建物間口	伝統的間口に準じる 側面、路地通りおよび裏通りについては歴史的風致を損なわないものとする	
	高さ	原則、地上二階建て以下とし、高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。	
	基礎	歴史的風致を損なわないものとする	
屋根	形式	原則、切妻造とする 側面、路地通り及び裏通りについては、寄棟造、入母屋造等の伝統的建造物に見られる形態も可	②
	勾配	勾配屋根とする	
	軒	歴史的風致を損なわないものとする	③
	けらば	歴史的風致を損なわないものとする	④
	棟飾り等	歴史的風致を損なわないものとする	⑤
	材料	原則、金属板葺き	
	色彩など	灰色、黒、茶系統の色	
下屋庇	形式	設ける場合は歴史的風致を損なわないものとする	
	材料	設ける場合は歴史的風致を損なわないものとする	⑥
	色彩など	設ける場合は歴史的風致を損なわないものとする	
壁	歴史的風致を損なわないものとする		
建具	歴史的風致を損なわないものとする 表通りの玄関は原則として引き戸とする	⑦	
色彩	歴史的風致を損なわないものとする		

※門塀を設ける場合は歴史的風致を損なわないものとする



横手市増田伝統的建造物群保存地区

デザインガイドライン

平成 25年 3月

発行：横手市

編集協力：株式会社マヌ都市建築研究所

